

介護予防・生活支援サービス事業 算定等に関するよくある質問

【算定に関する質問】

	分類	質問	回答
1	訪問介護相当サービス	週に1回程度の利用者が状態悪化のため、月途中で週2回利用することとなり、月に6回利用した。この場合、支給区分を変更するのか。	<p>月途中の支給区分変更は不要である。</p> <p>月途中で週2回程度の利用となった場合でも週1回程度の区分で請求することとなる。</p> <p>この場合、月4回を超えた利用のため、月額包括単位を適用し、訪問介護相当サービス費Ⅰ(1,176単位)で請求する。</p> <p>翌月からのケアプランは利用者の状態に適した区分に見直す必要がある。</p>
2	訪問介護相当サービス	週2回を超える程度の利用者が5週ある月に13回利用する予定であったが、月9回の利用となった。この場合月額包括単位の訪問介護相当サービス費Ⅲ(3,727単位)で請求するのか。	<p>月額包括単位での請求にはならない。</p> <p>訪問介護相当サービス費Ⅵ(287単位)に利用回数9回を乗じて請求する。</p>
3	訪問介護相当サービス	月途中で認定区分が要支援1から要支援2に変更になった。当該月に要支援1で週2回程度、要支援2で週2回を超える程度を利用した場合の請求はどうなるのか。	<p>それぞれの認定区分ごとの利用回数に乘じた支給区分で請求する。</p> <p>この場合は、訪問介護相当サービス費Ⅴ(週2回程度)、訪問介護相当サービス費Ⅵ(週2回を超える程度)に認定区分ごとの利用回数を乗じて請求する。</p>
4	通所介護相当サービス	週に2回程度の利用者(事業対象者)が、月途中で週1回利用することとなり、月に4回利用した。この場合、支給区分を変更するのか。	<p>月途中の支給区分変更は不要である。</p> <p>月途中で週1回程度の利用となった場合でも週2回程度の区分で請求することとなる。この場合、通所介護相当サービス費2(回数)395単位に利用回数4回を乗じて請求する。</p>
5	通所介護相当サービス	月途中で認定区分が要支援1から要支援2に変更になり、当該月に通所介護相当サービスを要支援1で1回、要支援2で5回利用した場合、請求はどうなるのか。	<p>それぞれの認定区分に応じた支給区分で請求する。</p> <p>この場合、通所介護相当サービス費1(回数)384単位×1回=384単位、通所介護相当サービス費2(回数)395単位×5回=1,975単位の請求となる。</p>

6	通所介護相当サービス	要支援 2 で週に 1 回程度利用している。5 週ある月に月に 5 回利用した場合の請求はどうなるのか。	通所介護相当サービス費 2(回数)395 単位に利用回数 5 回を乗じて請求する。
---	------------	--	---

【加算に関する質問】

	分類	質問	回答
1	通所介護相当サービス	口腔機能向上加算について。制度改定前の加算は改定後の口腔機能向上加算(Ⅰ)、口腔機能向上加算(Ⅱ)のどちらと同様の加算になるのか。	改定前の加算と同じ内容であれば、口腔機能向上加算(Ⅰ)と同様である。口腔機能向上加算(Ⅱ)は、口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を提出している場合に加算できる。(原則として 3 か月以内、口腔機能向上加算(Ⅰ)との併算定不可)
2	通所介護相当サービス	科学的介護推進体制加算の算定にあたっての障害高齢者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度のランクについての情報提供について。この部分はサービス事業所が調査するのか、ケアマネジャーが情報提供するのか。	科学的介護推進体制加算にかかわる評価については各事業所の職員が行うものであり、要介護・要支援認定時の情報を担当ケアマネジャーに確認する必要はない。 評価は特に誰がという要件は設定していないので、事業所の職員であれば誰でも可。また、算定期間と介護認定の更新時期などが重なった場合に、医師の意見書や認定調査の情報を得ても差し支えない。その時点での評価であれば良い。
3	通所介護相当サービス	選択的サービス複数実施加算を算定するにあたって、口腔機能向上サービスは口腔機能向上加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のどちらの要件になるのか。また、選択的サービス複数実施加算の算定要件を満たさない場合に、LIFE への情報提出をしていれば口腔機能向上加算(Ⅱ)を算定することはできるのか。	選択的サービス複数実施加算の口腔機能向上サービスについては、口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)のどちらの内容であっても算定要件は満たすことになる。ただし、選択的サービス複数実施加算の算定要件を満たさない場合に口腔機能向上加算を算定する場合、算定要件を満たしている口腔機能向上加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のどちらか一方を算定することはできる。

4	通所介護相当サービス	<p>選択的サービス複数実施加算の算定について、当該月の2週目から利用開始した場合、選択的サービス複数実施加算を算定できないのか。</p>	<p>選択的サービス複数実施加算の算定にあたっては、いずれかの選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスを月2回以上行うこととされている。</p> <p>新宿区の介護予防・生活支援サービス事業においては、月途中の利用開始(契約開始)であっても、上記の要件を満たす必要があり、この場合、1週目のサービス実施がないため、選択的サービス複数実施加算の算定はできない。</p>
5	通所介護相当サービス	<p>月途中でサービス事業所を変更した場合の加算の算定について。運動器機能向上加算の算定はできるか。</p>	<p>月途中でサービス事業所を変更した場合、運動器機能向上加算はどちらか一方の事業所のみ算定できる。</p>
6	通所介護相当サービス	<p>サービス事業所と同一建物に居住する要支援2の方が月に1回しかサービスを利用しなかった。この場合の算定はどうか。</p>	<p>月に1回しか利用できなかった場合でも月額減算単位となり、結果的にマイナスとなる。マイナスの場合、事業所からの請求はゼロとなる。</p> <p>(例)要支援2 395単位(1回の基本単位)－752単位(要支援2の同一減算単位)＝△357単位⇒0単位</p>